

# 第1655回島根県教育委員会会議 会議録

日時 令和6年12月24日  
自 13時30分  
至 16時10分  
場所 教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

－公開－

### (議決事項)

第25号 県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正について（学校企画課）

第26号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について（学校企画課）

第27号 島根県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について（学校企画課）

第28号 江津地域の新設校開校準備委員会「I期中間まとめ」について（学校企画課）

————以上原案のとおり議決

第29号 令和7年度特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員について（特別支援教育課）

————以上原案を一部修正の上、議決

### (報告事項)

第48号 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部改正について（総務課、学校企画課）

第49号 令和7年度島根県教育職員（実習助手【一般・工業】）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）

第50号 令和7年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（暫定再任用教職員を含む）結果及び特例任用候補者報告について（学校企画課）

第51号 しまねの社会教育人材認証制度・登録制度の設立について（社会教育課）

第52号 社会教育関係表彰等について（社会教育課）

第53号 博物館の登録について（文化財課）

————以上原案のとおり了承

**－非公開－**

**(議決事項)**

第30号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

————以上原案のとおり議決

**(承認事項)**

第5号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

第6号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

————以上原案のとおり承認

**(協議事項)**

第10号 県立高校魅力化ビジョンの素案について（学校企画課）

第11号 学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～の改訂について  
(保健体育課)

————以上資料により協議

## Ⅱ 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

野津教育長 原田委員 生越委員 植田委員 高島委員

【島根県教育委員会会議規則第5条第2項によるオンライン会議により  
公開議題のみ出席】

黒川委員

### 2 欠席者

なし

### 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

京谷副教育長	全議題
木原教育監	全議題
渡部教育次長	公開議題
森山参事	公開議題
大場教育センター所長	公開議題
野々内総務課長	全議題
清水(明)総務課調整監	公開議題
中西学校企画課長	公開議題、承認第5号、承認第6号
吉岡県立学校改革推進室長	公開議題、協議第10号
勝部働き方改革推進室長	公開議題
小林教育指導課長	公開議題、協議第10号
小室義務教育推進室長	公開議題
石橋幼児教育推進室長	公開議題
岩田地域教育推進室長	公開議題
高倉子ども安全支援室長	公開議題
八束特別支援教育課長	公開議題、協議第10号
太田保健体育課長	公開議題、協議第11号
土江社会教育課長	公開議題
山崎人権同和教育課長	公開議題
村上文化財課長	公開議題、議決第30号
藤原世界遺産室長	公開議題
間野古代文化センター長	公開議題
安部福利課長	公開議題
伊藤教育センター教育企画部長	公開議題

### 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

山本総務課課長代理	全議題
山崎総務課課長補佐（人事法令）	全議題
溝口総務課主任主事	全議題

### III 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公開	議決事項	5件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	6件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	2件
	協議事項	2件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	高島委員	

一公 開一

議決第25号 県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正について（学校企画課）

○中西学校企画課長 （資料を一括説明）

質問意見なし

——原案のとおり議決

議決第26号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について

（学校企画課）

○中西学校企画課長 （資料を一括説明）

質問意見なし

——原案のとおり議決

議決第27号 島根県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について（学校企画課）

○中西学校企画課長 （資料を一括説明）

○生越委員 感想を1点と質問を1点、言わせていただく。正直、私はこれを読んだときに感情が先に立ってしまい、被害者の立場を考えたり、また保護者の一人として考えたりしたときに、免許が失効した教員を学校現場に戻すのかという思いがあった。ただ、本当に後悔していて、もう二度としないと生活を改めた教員が現場に戻るということに対しては、罪を憎んで人を憎まずではないが、そういうことも必要だろうと自分自身で考えを改めたというところが正直な感想である。

質問だが、免許を失効してから3年間の生活の様子については、審査会の方々がよく精査されると思うが、現場に戻ってからのフォローシステムのようなものはどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思う。

○中西学校企画課長 委員から、仮に現場に戻った際のフォローシステムという御質問であった。まず、この制度の趣旨としては児童生徒に性暴力を行った教育職員、懲戒免職等となった教育職員は二度と教壇に戻さないといった考えが第一にある。その点を踏まえて、慎重審議、審査をするものと理解している。二度とこういった過ち、非違行為を繰り返さないということが、例えば、医学的な立場から客観的に証明できるといった根拠を踏まえて審査会が判断するものと承知しているが、仮にそういった審査会が再授与を認めるという意見になった場合は、当然、その意見は尊重しつつ我々が判断するこ

ととなる。

さらに、そういった場合は、フォロー、ケアという言葉の使い方が適しているか、注視する、見守り、言い方を変えると監視というか厳しい目で勤務状況をきちんと確認するということは当然にある。ただ、これはあくまで仮であり、法の趣旨を踏まえると、こういったケースは非常に限定的ではないかというのが私の捉えである。

○原田委員 免許を失効し、この審査委員会で、この者は免許を再度授与してもいいですと決まったら、失効した免許が元に戻ると捉えていいのか。

○中西学校企画課長 はい。これまでもそうであるが、再申請というか、教員免許状を交付する際に必要な手続、教員免許状の取得に必要な根拠書類を添えて行う手続、当然、それに掛かる必要経費・諸経費もあるが、そういった手續を経てということである。

○原田委員 例えば、運転免許であれば免停になると講習を受けるし、うっかり失効でも一回講習を受けないと免許証が取れない。これが、通常の考え方だと思う。教員が、審査会で再授与した後に、再研修というようなシステムは必要なかどうか。

○中西学校企画課長 基本的には、これまでの考え方では教員免許状が授与された時点でのことながら資質能力など必要な要件は判断されるものである。法によって免許の更新を求められた時期があり、その時は更新の都度、確認といった趣旨であったと承知している。今は、日々の研鑽、そして通常の教員活動の中で、このようなシステムになっているという理解なので、この事案に関わらず様々な事由で失効したものが再授与された場合は、現在の仕組みの中でシステムを再構築しているという理解をしている。当然、必要に応じて所属長を含めた管理監督者による指導、助言というのはある。

○野津教育長 運転免許と違うのは、教員免許は取得した後に採用という行為がある。その採用者、島根県の場合は島根県教育委員会が、採用するかどうかも含めて、どう考えて、どういう教育していくのかという所がセーフティーネットになる。運転免許はそういう行為がない。この点が、免許更新時の講習が義務なのか、あるいは、義務ではなく任命権者に任せられているのかの違いではないかと私は解釈している。

○黒川委員 原田委員が言われたように、講習については自分もどうなのかと思っていたが、今の説明で理解した。もう1点だが、失効して退職した後、学校現場に戻られたときに、管理職は以前のことを知っているが、保護者や地域住民には全く公表はしないということになるのか。どの辺りまで公開されるのかが知りたい。

○中西学校企画課長 あくまで仮にという御質問であった。ここは、人事管理に関わる

ところである。管理職には、健康管理も含めた本人の情報を必要に応じて内々に情報提供することは当然、ある。ただ、それを児童生徒や保護者に全て公開することは、基本的にないと私の方では理解している。

○野津教育長 この件に関しては、法律の制度がこのような建付けになっているので、3年経てば再申請はできる。審査会を経て免許が復活すれば採用も可能ということになるが、かなり厳しいだろうなと。免許を島根県教育委員会が与えると、他の県で黙って隠して教員になることも考えられるし、今、仮に免許があったとしても採用はためらう。そこは任命権者としての大きな判断があるから、今回のこの児童生徒性暴力の法律は、かなり厳しい制度設計になっている。もちろん、憲法上守られた部分もあるから救済制度も設けられているが、法の趣旨的には永久追放ということだと思っている。法の意味としては。救済措置はあるが、私としては、この欠員がある状況においても採用はためらう。おそらく全国どこの任命権者の方も、いくら欠員があってもためらうだろうと思う。そういう、今、委員の皆さんのがおっしゃったような懸念を背景にした上で立法措置であろうと捉えている。

ただ、法律に書いてあるので、こういう審査会を作らないといけない。作らないと我々が義務違反になる。法制度があり、法律を無視したことになるので、絶対再交付はない、再授与はないとも言い切れない。この法律ができたときから、私は、再取得はほとんど無理だろう、事実上困難だろうという説明を外に向かってしている。これは、生越委員が言われた感情論について、大方の県民の方の御賛同を得られるのではないかと思っている。

——原案のとおり議決

議決第28号 江津地域の新設校開校準備委員会「I期中間まとめ」について（学校企画課）

○吉岡県立学校改革推進室長 （資料を一括説明）

○生越委員 施設のところだが、バリアフリーのトイレを設置する構想があるか。

○吉岡県立学校改革推進室長 多目的トイレの設置は、必要と考えている。

○生越委員 是非、お願ひする。

——原案のとおり議決

**議決第29号 令和7年度特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員について（特別支援教育課）**

- 八束特別支援教育課長 (資料を一括説明)
- 原田委員 表記の確認だけさせていただきたい。最初のところに標準法で单一障がい学級、重複障がい学級という言葉がある。それと定員の青いところも、单一障がい、重複障がいという言葉があるが、1ページ目の2の(3)のところで、单一障がい学級、重複学級という言葉に変わっているが、ここは何か意味があるのか。
- 八束特別支援教育課長 申し訳ない。障がいを書くのを忘れている。こちらについては追記をお願いする。
- 野津教育長 皆さん、5の1ページの2の(3)のカッコ内、参考のところ、重複学級を重複障がい学級と訂正をお願いする。
- 植田委員 質問である。入学定員のところで説明があった松江養護学校の单一障がい分教室の1学級減の「減」だけが赤字になっているが理由があるのか。
- 八束特別支援教育課長 申し訳ない。特に大きな理由はない。
- 野津教育長 では、この「減」は黒に修正をお願いする。

——原案を一部修正の上、議決

**報告第48号 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部改正について（総務課、学校企画課）**

- 野々内総務課長 (資料を一括説明)
- 野津教育長 条例については、議会への提案権が知事にしかなく、教育委員会には権限がない。教育委員会所管の条例も併せて知事が議会に提案するという形であるので、条例に関しては教育委員会会議の議決事項にならず、知事が行った提案の報告という形で教育委員会会議に提出させていただいている。

——原案のとおり了承

**報告第49号 令和7年度島根県教育職員（実習助手【一般・工業】）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）**

- 中西学校企画課長 (資料を一括説明)
- 質問意見なし

——原案のとおり了承

**報告第50号 令和7年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（暫定再任用教職員を含む）結果及び特例任用候補者報告について（学校企画課）**

○中西学校企画課長 (資料を一括説明)

○野津教育長 暫定再任用と特例任用の制度そのものについて、説明してください。

○中西学校企画課長 特例任用である。今、定年延長の引き上げがなされている。現在60歳が役職定年になっており、それ以降は、基本的には管理職的な立場から教諭等へと職務が変わることが基本であるが、要件によっては任命権者が状況を踏まえて、このような選考を行った上で、資質を備えて要件を満たす者については引き続き、管理職として任用・登用を行うというところである。

暫定再任用者については、定年引上げの以前に一旦定年退職された方について、同じく資質能力を備えておられる方については、こちらの方が状況を踏まえて、同じく管理職として登用とするといったところである。大変説明が不足していた。

○野津教育長 今年度末の定年退職は何歳か。

○中西学校企画課長 定年退職が、今年度末は61歳である。

○野津教育長 61歳で継続して、管理職を希望する人は特例任用。62歳以降の人は暫定再任用という制度。定年が65歳まで上がれば、なくなる再任用制度なので暫定再任用。65歳まで引き上げるまでは再任用で働くという、年金接続まで働く制度ができているので、そういった区分けの違いである。

——原案のとおり了承

**報告第51号 しまねの社会教育人材認証制度・登録制度の設立について（社会教育課）**

○土江社会教育課長 (資料を一括説明)

○野津教育長 黒川委員、御感想を。

○黒川委員 先月の「しまねの人づくり大交流会」に私も参加させていただいて、未熟者ながら民間事業者として地域にかかわるということで事例発表させていただいた。その交流会の中で島根社会教育サポーター島根第1号に認定していただいて、大変恐縮である。自分でいいのか心配もしたが、自分たちのやっていることがこういうふうに社会

教育につながっているという気付きというか、とても自信が湧く制度だなと思ったので、隠岐の島に帰って身近にいる人に、こういうサポーター制度や社会教育師という制度ができたということを、少しずつ話をしているところである。教育委員会としても、これを島根の人づくり、地域づくりにつなげるためには、PRをもっともっとしていかないといけないと思うので、どうぞよろしくお願ひする。

○野津教育長 ありがとうございました。

○高島委員 今、島大の方で、学生さんたちが社会教育主事になるための資格をとりながら、地域でつながろうと発信し、活動しておられるというふうに感じているが、学生さんたちが社会教育に対して興味を持っていただいたのも、島根の社会教育のこれまでの成果ではないか、とても感じている。しまね社会教育師は推薦ではなく個人が申請すると理解していいのか。

○土江社会教育課長 まず、社会教育士について少し補足の説明をさせていただこうと思う。社会教育士の前に、そもそも社会教育主事についてだが、社会教育法で、例えば県や市町村の教育委員会に置くこととされている。そのため、社会教育主事講習など必要な講習や研修を修めていただきて任用資格を得る。その任用資格を得られた方から教育委員会で任用することである。

これが令和2年度に制度が変わり、社会教育主事講習等を受けられた方については社会教育士の称号を併せて与えられることになった。要するに、教育委員会に任用されなくても社会教育士で称号を与えられる、そういう専門的ことを学ばれたということが分かるということがあるので、この講習については、もちろん推薦ということではなくて、御自身が受講したいという気持ちで受講していただけるものである。県内でも島根大学でも、社会人も対象に含めて社会教育主事講習、社会教育主事養成課程を実施しており、国の機関でもそういう講習を準備している。

○野津教育長 今、高島委員が言われたのは、こちらの新しい制度のことではないのではないか。もう一度説明を。

○土江社会教育課長 しまね社会教育師については、これも申請をしていただき認証するものである。各教育事務所又は市町村の社会教育主事を中心に、といった人材がいらっしゃるかという発掘をしていくて、認証制度を利用されませんかという声掛けをしていく、スカウトをしていくような形で広めていこうと思っている。

○高島委員 今時点で社会教育師になられる方が何人ぐらいかということが分かるか。

○土江社会教育課長 現時点では、それぞれ3名ずつということになっている。というのは、この制度についてさきほど説明させていただいたが、この制度の目的は人数を増やすということではなく、これをもって、しっかりと社会教育に携わってもらいたい、ネットワーク等で活躍をしていただきたいということであるので、実際、教育事務所であるとか、市町村の社会教育主事が地域でそういった人材を発掘していって、声をかけて認証する、スカウトさせていただこうと思っているところである。

○高島委員 人づくりやつながり、地域づくりは、先ほど黒川委員が言われたように、すごく大事な動機付けになるかと思う。こうして公式に申請してしまね社会教育師を取って真剣に活動していこうと思うと、どうしても資金などが必要になってくるかなと思う。これを取った方々は、非常に大事な位置付けとなり、中心となる人材になるかと思うが、資金を支援する計画などがあるのか。

○土江社会教育課長 この制度は人的なネットワークづくりといったところを目的にしているので、この認証又は登録を基に予算的な支援というのを考えていない。

○野津教育長 市町村などで活動目的に沿って資金援助があるので、そういった資金を使っていただきて、その活動の中で中心となる人材となっていただきて、力を発揮していただくという建付けにしている。直接この登録者の方に資金を支援するということではなくて、様々な活動の場の資金援助は県や市町村、あるいは民間団体からもあるので、そういったところを活用していただきて、我々はどういう資金があるのかということを紹介していく。公民館からの援助もあり、我々はその公民館等に目的に応じて補助したりしているので、そういったものを御活用いただきて活動していただくことになると思う。

○高島委員 親学ファシリテーターの盛んな時期があったと思うが、県の予算が切れたとかで市町村にその予算を出してくださいとなったのか、その辺りは分からぬが、何となく停滞したのかなと感じるようになった。

○野津教育長 親学ファシリテーターは、どちらかというとコロナの影響で活動ができなくなった要因が大きい。県でしっかりとファシリテーターを養成しながら、活動の主体は市町村に移して、小中学校のP T A活動、公民館とか地域活動、そういったところで市町村にイニシアチブ取っていただきてやっていただき、より住民と近い形をとろうという形で市町村に移管したこと。移管して活動が緩くなったわけではなく、たまたまコロナでなかなかできない時期があったが、だいぶん収まって元に戻りつつある。

県も全面に支援しながら研修をして人材を育てるというところはしっかりとやって、市町村と連携して実際の活動が盛んになるように、これからも取り組んでいくこととしている。

○生越委員 このロゴを名刺等に使うに当たっては御自由にお使いくださいというようなことが書いてあったが、例えば、サポーターの人たちがお揃いでTシャツを作るというようなときに勝手に使っていいものなのか、それとも、申請が必要なのかどうかということが1つ目の質問。

あと、例えば、サポーターになった方や社会教育師と認証された方々が、例えば体調が悪くなつて研修会等になかなか参加できないというときに、取り消してくださいといふことも必要になってくる。自分もガタが来始めたら、とふと思ったが、そのときは教育委員会に申請をすれば良いのか。2つについて教えていただきたい。

○土江社会教育課長 1つ目のロゴについては、認証後又は登録の際に、データでお渡ししております、それをいろんな場で活用していただきたいと思っている。

もう1つ、認証又は登録した方がそれを取り消しされるということに関しては、現状、要綱ではその文言を設けてはいない。取り消すことができる規定はあるが、基本的には、一旦なつていただいた方は、その役をしっかりと果たしていただきたいという気持ちである。辞退をするということまでは想定はしていないということである。

○野津教育長 1番が欠番にならないように。

○黒川委員 私も気にはなつてはいた。もちろん続けられるように頑張ろうと思うが、もし、亡くなられたりしたらどうなのか。欠番になるのか。

○土江社会教育課長 申し訳ない。そういったところまでは考えていなかつたが、御意見があつたことを課の中で共有したいと思う。

○野津教育長 要綱の中に、この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定めるという逃げの一文が入つてるので、発展的に想定していること以外、先ほどおっしゃったような本人の辞退というようなケースは、この条文で処理の仕方を決めていく。案件が発生したときに、考えながら、状況に合わせてやって行きたいと思う。

○植田委員 こうやって、社会教育の制度を設けることが新たなスタートではないかと思っている。今、教育長からもお話があつたが、この制度を利用して島根の社会教育を発展させていくことが一番大事ではないかと思っている。私も少し社会教育をかじらせてもらったこともあつたが、子どもたちも含めた地域が一緒になって、どういうふうに

していくか考えていく、社会教育ということが、すごく大事ではないかと思う。

先ほど、人を増やすことが目的ではないと言われたが、人を増やすことで理解していく方を増やしていく、そして、活発化するということも重要ではないかと思うので、もっともっと増やしていただく。そのために理解していただくというところで、社会教育を進めていただければというふうに思う。

○土江社会教育課長 植田委員がおっしゃるとおりだと思っていて、登録又は認証される方が増えれば増えるほど、活動される方々のネットワークが大きく、広くなっていくと思う。そういったネットワークの中で新しい発想とか動きが生み出されるきっかけになるとを考えている。それぞれの皆さん、更に力を發揮していただけると思っている。そして、活躍される人たちが増えていくことが人づくりにもつながるし、結果的に地域も元気になる、地域づくりにもつながると思っているので、ぜひ、委員の皆様にも認証登録制度を御活用いただけたらと思っている。お力添えいただきたい、よろしくお願ひする。

○黒川委員 一緒にやりましょう。

——原案のとおり了承

#### 報告第52号 社会教育関係表彰等について（社会教育課）

○土江社会教育課長 （資料を一括説明）

質問意見なし

——原案のとおり了承

#### 報告第53号 博物館の登録について（文化財課）

○村上文化財課長 （資料を一括説明）

○植田委員 平成3年に開館して令和6年に登録というのは、何か理由があったのか。それとも、今、法令が出揃ったので登録となったのか。

○村上文化財課長 申請されたものについて登録するという制度であり、これまで申請がなかったことについて詳細な理由は分からぬが、令和5年度にこの法律が改正され、そのことについて周知を図った。おそらく、それをきっかけにして、この制度のことを検討されて申請があったものと考えている。

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 16時10分